

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案概要（雇用環境・均等局関係）

1. 両立支援等助成金

(1) 各コースの改正概要

① 再雇用者評価処遇コース助成金の廃止

これまでの活用状況を踏まえ、再雇用者評価処遇コース助成金については、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤等を理由として離職した者について、再雇用制度を実施した上で、再雇用した事業主に支給する。

	中小企業 事業主	中小企業 事業主以外
①再雇用者1人目	38万円 <48万円>	28.5万円 <36万円>
②再雇用者2～5人目	28.5万円 <36万円>	19万円 <24万円>

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

※上記の額を、継続雇用6ヶ月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給。

② 不妊治療両立支援コース助成金の創設

不妊治療と仕事を両立できる職場環境整備を推進するため、不妊治療両立支援コース助成金を創設する。

【新規制度の概要】

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対し、助成金を支給する。

《助成金対象事業主》

- ・不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(*)を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主

(*)不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

①環境整備、休暇の取得等

- ・不妊治療と仕事の両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支

援担当者」を選任するとともに、不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの把握、利用可能な制度の周知を行うこと

- ・両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと

②長期休暇の加算

休暇を20日以上連続して取得させ、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

《支給額》

①環境整備、休暇の取得等：28.5万円<36万円>

②長期休暇の加算：1人あたり28.5万円<36万円>（一事業主あたり5人まで）

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

- ③ 介護離職防止支援コース助成金（新型コロナウイルス感染症対応特例）の見直し
現在の状況を踏まえ、介護離職防止支援コース助成金（新型コロナウイルス感染症対応特例）については、令和3年度末まで延長する。

【現行制度の概要】

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における①の有給休暇について、①に該当する中小企業事業主に対して、②に定める額を支給するもの。

① その雇用する被保険者について、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、家族の介護を行うための有給休暇（介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第24条第2項の規定により、同法第2条第2号に規定する介護休業の制度に準じて講ずることとされる措置に係る休業を除く。）、同法第16条の5第1項に規定する介護休暇及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により年次有給休暇として与えられるものを除く。以下同じ。）を与えるための制度（休暇日数を合算した日数が20日以上であるものに限る。）を整備する措置及び当該制度その他の就業と介護の両立に資する制度をその雇用する労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主であって、その雇用する被保険者に対して当該有給休暇を合計して5日以上取得させたもの

② 次の①に該当する被保険者が取得した有給休暇の日数を合計した数の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該被保険者の数が5を超える場合のイ又はロによる支給については、合計して5人までの支給に限る。）

イ 10日未満 被保険者1人につき20万円

ロ 10日以上 被保険者1人につき35万円

④ 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の見直し

企業において、学校休業等の際に労働者が利用のできる有給休暇制度の整備と、継続して勤務ができるような両立支援制度の整備を推進するため、これらの取組に対する助成金制度を設ける。

【現行制度の概要】

令和2年2月27日から令和3年3月31日までの間において、新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子どもの保護者である労働者の休暇取得に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対し、助成金を支給するもの。

《支給額》

休暇中に支払った賃金相当額×10/10

※1日当たり15,000円を支給上限

（令和2年2月27日～同年3月31日に取得した休暇については8,330円）

【改正後の概要】

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度（ベビーシッターやテレワーク、フレックスタイム制等、学校休業等があっても勤務継続できる制度）を導入し、当該特別休暇を取得させた事業主に対し、助成金を支給するもの。

《支給額》

上記に係る特別休暇の利用者が出た場合、1人当たり5万円

※1企業10人まで（上限50万円）

⑤ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金の見直し

医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、職場への負担などを気にすることなく安心して休むことができるよう、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金について、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、以下のとおり見直しを行った上で、令和4年1月末まで期限を延長する。

【現行制度の概要】

令和2年5月7日から令和3年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性に対して、有給（年次有給休暇を除く）の休暇を与えるための制度（年次有給休暇を除く）を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であって、対象被保険者に対して令和2

年5月7日から令和3年3月31日までの間に当該休暇を合計して5日以上取得させたものに対し、助成金を支給するもの。

《支給額》

対象労働者1人当たり 計5日以上20日未満：25万円、
以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

※ 1事業所当たり人数上限：20人まで

【改正後の概要】

令和2年5月7日から令和4年1月31日までの間に新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性に対して、有給（年次有給休暇を除く）の休暇を与えるための制度（年次有給休暇を除く）を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じ、同一の対象被保険者に対して当該休暇を合計して20日以上取得させたものに対し、助成金を支給するもの。

《支給額》

対象労働者1人当たり 28.5万円

※ 1事業所当たり人数上限：5人まで

※ なお、本分科会の諮問事項ではないが、以下の助成金についても、別途令和3年度より創設予定。（労働保険特別会計 労災勘定から支給。）

【新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金（仮称）】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主に対して支給。
- ・ 支給は一事業主につき一律15万円（1回限り）とする。
- ・ 特例措置の制度整備、周知及び休暇付与の期間を令和4年1月31日までとする。

2. 人材確保等支援助成金

(1) 各コースの改正概要

① テレワークコースの新設

テレワークは時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、テレワークの実施を一層強力で推進してい

くことが必要である。このため、良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた事業主を支援する助成金を新設する。

【新制度の概要】

就業規則等によりテレワーク制度を整備した中小企業事業主であって、テレワーク勤務の実施に係る計画を策定・都道府県労働局に提出し、都道府県労働局から認定を受けた計画に基づき、テレワークを可能とする措置（就業規則等の作成・変更やテレワーク用通信機器の導入等）を行い、かつ、評価期間における対象労働者のテレワークの実績が一定の要件を満たした事業主に対し、導入助成を支給する。さらに、評価期間後1年間の離職率及び評価期間初日から1年を経過した日からの3か月間におけるテレワークの実績が一定の要件を満たした中小企業事業主に対し、上乘せで目標達成助成を支給する。

《支給額》

○導入助成

- ・ 1企業当たり、テレワークを可能とする措置に要した費用の30%に相当する額（上限：対象労働者数×20万円又は100万円のいずれか低い額）

○目標達成助成

- ・ 1企業当たり、テレワークを可能とする措置に要した費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）に相当する額
（上限：対象労働者数×20万円又は100万円のいずれか低い額）

(※)「テレワークを可能とする措置に要した費用」は、雇用環境・均等局長が定める基準に従い算定した額。

3. キャリアアップ助成金

(1) 助成金の整理統合

現行の障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース助成金）のうち「正規・無期転換」に係るものについて、新たに「障害者正社員化コース助成金」としてキャリアアップ助成金に統合するとともに、現行の健康診断制度コース助成金及び諸手当制度共通化コース助成金について、「諸手当制度等共通化コース助成金」として統合する。

(2) 暫定措置の延長

社会保険の適用拡大に併せ、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金及び短時間労働者労働時間延長コース助成金の暫定措置について、令和4年9月30日までとする。

※ 令和4年10月1日より、被保険者数の合計が常時100人を超える適用事業所に社会保険の適用対象が拡大されるため、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金について、100人超事業所の事業主に対する支給については、令和3年9月30日まで

とする（賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた場合（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）の加算は令和4年9月30日まで）。

（3）各コースの改正概要

① 正社員化コース助成金の見直し

若者認定事業主への加算措置は、より多くの企業に認定取得を目指していただくよう設けていたところ、認定企業数が一定数に達し制度目的を達成したことにより、当該加算を廃止する。また、短時間正社員制度の活用促進に向けた加算措置の創設を行う。

【現行制度の概要】

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に助成する。

《支給額》

ア 有期→正規： 1人当たり 57万円〈72万円〉（42.75万円〈54万円〉）

イ 有期→無期： 1人当たり 28.5万円〈36万円〉（21.375万円〈27万円〉）

ウ 無期→正規： 1人当たり 28.5万円〈36万円〉（21.375万円〈27万円〉）

※ 派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、

ア、ウ：1人当たり 28.5万円〈36万円〉（中小企業事業主以外も同額）加算

※ 有期契約労働者等が母子家庭の母等若しくは父子家庭の父の場合又は若者認定事業主における35歳未満の者である場合、

ア：1人当たり 9.5万円〈12万円〉（中小企業事業主以外も同額）、

イ、ウ：1人当たり 4.75万円〈6万円〉（中小企業事業主以外も同額）加算

※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、

ア、ウ：1事業所当たり 9.5万円〈12万円〉（7.125万円〈9万円〉）加算

※ 対象となる有期契約労働者は、転換又は直接雇用される前の雇用された期間が3年未満のものに限るとともに、転換又は直接雇用した後の賃金が一定の割合（5%）以上増額したものに限る。

※ 対象となる措置を講じた労働者の上限人数は一事業所当たり 20人

※ （ ）内は中小企業事業主以外の事業主の場合の額

※ 〈 〉内は生産性の向上が認められる場合の額

【改正後の内容】

・ 対象となる有期契約労働者等が若者認定事業主における35歳未満の者である場合の加算を廃止する。

・ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合の加算に加え、短時間正社員制度を新たに規定した場合の加算を創設する。

※ なお、対象労働者の要件として、転換又は直接雇用した後の賃金が一定の割合

(3%)以上増額したものに限ることとする。

- ② 諸手当制度共通化コース助成金及び健康診断制度コース助成金の見直し
助成目的が類似している諸手当制度共通化コース助成金と健康診断制度コース助成金を整理統合する。

【現行制度の概要】

・ 諸手当制度共通化コース助成金

有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合に助成する。

《支給額》

1 事業所当たり 38 万円〈48 万円〉(28.5 万円〈36 万円〉)

※ 正規雇用労働者と共通の諸手当制度を適用した有期契約労働者等の人数に応じて、2 人目以降の対象労働者 1 人当たり 1.5 万円〈1.8 万円〉(1.2 万円〈1.4 万円〉)を加算。

※ 同時に 2 つ以上の諸手当を導入した場合に、2 つ目以降の手当 1 つにつき 16 万円〈19.2 万円〉(12 万円〈14.4 万円〉)を加算。

・ 健康診断制度コース助成金

有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ 4 人以上実施した場合に助成する。

《支給額》

1 事業所当たり 38 万円〈48 万円〉(28.5 万円〈36 万円〉)

※ () 内は中小企業事業主以外の事業主の場合の額

※ 〈 〉内は生産性の向上が認められる場合の額

【改正後の内容】

コース名を諸手当制度等共通化コース助成金とする。なお、正規雇用労働者と共通の諸手当制度を適用した有期契約労働者等の人数に応じた加算については、健康診断は対象外とする。

4. その他

- ・ この省令の施行に関し必要な経過措置を含め、その他所要の規定の整備を行う。
- ・ 公布日：令和 3 年 3 月下旬（予定）
- ・ 施行期日：令和 3 年 4 月 1 日